

## 転入するとき

市民課 ☎(32)8896

下野市に転入した日(住み始めた日)から14日以内に届出をしてください。手続きには転出証明書(特例転出の方はマイナンバーカード)、本人確認書類(運転免許証など)、その他手続きに必要なものをお持ちください。

担当課名	該当事項	下野市での手続き
市民課 ☎(32)8896	国民健康保険・国民年金に加入する方	会社を辞めて転入してきた場合、資格喪失証明書と年金手帳(もしくは基礎年金番号通知書)が必要です。
	後期高齢者医療制度に該当する方 介護保険に該当する方	後期高齢者医療の被保険者証を発行します(後日郵送)。 介護保険被保険者証を発行します。
	マイナンバーカードをお持ちの方	世帯全員分のマイナンバーカードを持って、住所の変更届出及びカード継続利用の手続きをしてください(カードに設定されている暗証番号が必要です)。
社会福祉課 ☎(32)8902	年度末の時点で18歳以下のお子さまがいる方	子ども医療受給資格者証を発行します。該当するお子さまの健康保険証、保護者の通帳が必要です。
	妊娠中の方、ひとり親家庭の方	妊産婦医療費助成・ひとり親家庭医療費助成の制度があります。
社会福祉課 ☎(32)8900	特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当を受給している方	住所の変更届出をしてください。
	特定医療費(指定難病)・一般特定疾患医療・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方	受給者証と通帳で難病患者等福祉手当の申請ができます。
	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方	手帳・受給者証を持って、住所の変更届出をしてください。県外から転入した方で、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方は、新規交付になりますので、写真(縦4cm×横3cm、上半身無帽)1枚をお持ちください。
	身体障がい者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方	重度心身障がい者医療費受給資格者証を発行します。手帳、健康保険証、本人名義の通帳をお持ちください。
高齢福祉課 ☎(32)8904	介護保険の認定を受けている方(介護サービスを利用中の方)	前住所地から転出された日から14日以内に要介護認定の申請をしてください。
子育て応援課 ☎(32)8903	児童手当を受給している方(中学3年生までのお子さまがいる方)	請求者名義の通帳、健康保険証、父母のマイナンバーがわかるものが必要です。
	児童扶養手当を受給している方	児童扶養手当証書、健康保険証、保護者と子のマイナンバーがわかるもの、保護者名義の通帳が必要です。
	遺児手当を受給している方 ひとり親家庭の方	非課税証明書、戸籍謄本、母子・父子のマイナンバーがわかるもの、保護者名義の通帳が必要です。 児童扶養手当、遺児手当の制度があります。
	保育園・認定子ども園・幼稚園(市内外問わず)に在園または入園申し込み中の方	再度、入園申し込みが必要となります。また、保育料が変更になる場合がありますので、お問い合わせください。
こども家庭センター「ふわり」 ☎(32)8921	妊娠中の方、乳幼児や小学生のお子さまがいる方	母子健康手帳(妊娠中の方は妊産婦健診受診票・新生児聴覚検査受診票等)を持って、手続きをしてください。
健康増進課 ☎(32)8905	特定健診・ヤング健診・各種がん検診の受診を希望する方	転入手続き後、受診券発行の手続きをしてください。
	就学前のお子さまがいる方(市内転居を除く)	転入前の状況により、お子さまの予防接種についてご案内します。母子手帳をお持ちください。
税務課 ☎(32)8892	原動機付自転車(125cc以下)や小型特殊自動車(農耕用等)をお持ちの方	廃車の手続きが済んでいる場合、廃車証明書を持って、ナンバー変更の手続きをしてください。廃車の手続きが済んでいない場合、前住所地のナンバー・標識交付証明書をお持ちのうえ、ナンバー変更の手続きをしてください。
	普通自動車、オートバイ(126cc以上)をお持ちの方	関東運輸局栃木運輸支局で、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
	軽自動車(四輪)をお持ちの方	軽自動車検査協会栃木事務所で、住所変更またはナンバー変更の手続きをしてください。
環境課 ☎(32)8898	犬を飼っている方	環境課で犬の登録手続きをしてください。旧住所の犬の登録鑑札や狂犬病予防注射済票がある方はお持ちください。
学校教育課 ☎(32)8918	小・中・義務教育学校に在学している方	各学校への転入学通知書を発行します。